

「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」等の一部改正等について
(概要)

1. 背景

平成18年の制度創設以降、自家用有償旅客運送制度(道路運送法第78条第2号)は交通空白地有償運送で698団体、福祉有償運送で2428団体(令和5年3月末現在)の登録があり、地域住民の移動手段として活用が図られてきたところですが、この間、制度の使い勝手について様々なご意見をいただいていたことから、これまでの地域の指摘を踏まえ、昨年12月の「デジタル行財政改革会議 中間とりまとめ」(令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定)において、すみやかに制度を改善していくこととされました。

これを受けて、昨年12月28日には、①「交通空白地」の目安を提示するとともに夜間などの「時間帯による空白」概念を取り込む、②自家用有償旅客運送の実施主体からの受託により株式会社が参画できることを明確化する、③観光地において宿泊施設が共同で車両を活用することを促進する、④自家用有償旅客運送の「対価」の目安をタクシー運賃の「約8割」とすることを通達上明確化する等の措置を講じました。さらに、本年4月26日には、①「交通空白地」の判断をはじめ、自家用有償の導入や運賃などについて、一定期間内に結論が出ない場合には首長が判断できるよう見直し、②自家用有償の運賃を弾力化することにより、タクシーとの共同運営の仕組みを構築する、③運行区域を柔軟に設定することを促すよう見直し、④一定のダイナミックプライシングを導入することを通達上明記する等の措置も講じたところです。

今般、これらの措置と合わせ、自家用有償旅客運送制度について、更なる制度改善を行うべく、以下のとおり関連通達の改正等を行うため、パブリックコメントを開始いたします。

本件はあくまでもたたき台であり、広く国民の皆様の意見・情報を募集したうえで、その内容を決定してまいります。

2. 改正の概要

(1) 福祉有償運送の登録に関する処理方針について(令和2年11月27日付け国自旅第317号)

- ① 「他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者」に該当するかどうかについて、医師や福祉・介護の専門職の者において判断することが可能であることを通達上明記する。
- ② 地域公共交通会議においてその必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること(以下、「複数乗車」という。)が認められているところ、障害の態様により複数乗車が可能な者については、運送主体の判断により複数乗車が可能となるよう通達の規定を改める。

(2) 地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（平成18年9月15日付け国自旅第161号）

自家用有償旅客運送の登録の更新について、登録の有効期間中に運行上重大な事故等の問題が発生しておらず、かつ当該自家用有償旅客運送の運送条件や当該地域の公共交通を取り巻く状況が大きく変わらない場合は、実施主体の負担に鑑み、更新時に必要な地域公共交通会議における協議については、意見公募形式（更新の登録を行うことについて地域公共交通会議の構成員に対して周知し、一定期間意義がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。）を原則とすることを通達上明確化する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和6年9月